

博士論文の要旨および 博士論文審査結果の要旨

氏名	11 D 3102 黒川 秀子
学位の種類	博士（経営学）
学位記番号	経営博甲第13号
学位授与の日付	2015年9月26日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
博士論文題目	会社自体論型コーポレート・ガバナンス論の模索 —日本における既存議論の批判的検討を通して— In Quest of New Conception of Corporate Governance -In Terms of the Corporation Itself Theory
論文審査委員	主査 正亀 芳造 教授 副査 村上 伸一 教授 副査 松尾 順介 教授 副査 片岡 信之 元本学特任教授

<博士論文の要旨>

会社自体論型

コーポレート・ガバナンス論の模索

— 日本における既存議論の批判的検討を通して —

黒川 秀子

コーポレート・ガバナンスの問題は1990年代以降の日本において経営学をはじめ、法学、経済学など諸社会科学分野で議論される一方、活発な議論に促されるように関連の施策も次々と講じられてきた。議論は、株主主権型（ストックホルダー型）と、利害関係者型（ステークホルダー型）に大別され、前者が法学・経済学の立場から、後者が経営学の立場からの主張とされる。そして、2015年現在、日本のコーポレート・ガバナンスに関する制度は、およそ前者の主張に依拠して構築されているとみてよい。

1990年代以降の商法改正を見ると、平成14（2002）年改正では、それまでの監査役機能の強化に注力されたものから、監査役制度との選択制とはいえ、委員会等設置会社（指名・監査・報酬の三委員会の過半数が社外取締役）というアメリカ型とされる制度が導入され、方向転換を示唆するものになった。平成17（2005）年には現代語化に加え、重要規定が散在した会社法制の一覧性と頻繁な改正で毀損した全体の整合性の回復、さらに新時代のビジネスへの対応を目的とする会社法が成立した。また、安倍内閣の日本再興戦略における改革の筆頭に「コーポレート・ガバナンスの強化」が掲げられ、平成26（2014）年の「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版ステュワードシップ・コード》公表に続き、平成27（2015）年にはコーポレートガバナンス・コードが公表され、上場会社は監査役会設置会社、指名委員会

等設置会社，監査等委員会設置会社3形態のいずれであれ，少なくとも2名以上の独立社外取締役の設置が望ましいとされるに至った。

しかし，このようなコーポレート・ガバナンス改革が日本企業に与えている影響について，肯定的な意見ばかりではない。短期利益志向と経営における長期的視点の欠落，過剰な内部統制，従業員の軽視，海外投資家による国富の流出など，否定的な意見も多い。

実際，論者による表現の違いはあるものの，一般的にコーポレート・ガバナンスの効用は企業の効率的運営と倫理的運営に求められるが，効率的運営面を1990年代以降の日本経済の成長率から単純に評価すれば，また，倫理的運営面も2011年だけで東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故，オリンパス損失隠し事件，大王製紙事件，その後も直近の東洋ゴム免震性能偽装事件まで相次ぐ不祥事を見れば，甚だ疑問である。

施策の有効性が疑問視されるのは，その基盤となった議論そのものに何らかの問題があるためではないか。このような問題意識から日本のコーポレート・ガバナンス論の再検討を試みるにあたって注目したのは，コーポレート・ガバナンス論の展開に加え，企業支配論の展開であった。バーリ＝ミーンズ『近代株式会社と私有財産』（1932年）¹⁾を嚆矢とする企業支配論は1980年代以降のコーポレート・ガバナンス論の活発化にしたがって退潮し，両者の理論的不連続性も指摘されているが，両者はいずれも本来の意味の（株式市場に上場している）株式会社を対象とした議論であり，企業支配論は歴史的にも理論的にもコーポレート・ガバナンス論の前段階的性格を持つと考えられたからである。

ところで，企業支配論では，すでに片岡信之が『現代企業の所有と支配—株式所有論から管理的所有論へ—』²⁾において，従来の企業支配論の理論的把

1) Berle, A. A. & G. C. Means (1932), *The Modern Corporation and Private Property*, New York, The Macmillan Company. (北島忠男訳 (1958)『近代株式会社と私有財産』文雅堂銀行社。森杲訳 (2014)『現代株式会社と私有財産』北海道大学出版会。)

2) 片岡信之 (1992)『現代企業の所有と支配—株式所有論から管理的所有論へ』白桃書房。

握方法そのものを疑問視し、疎外の論理・所有概念の再検討から株式所有次元の所有論と管理論・組織論次元の所有論の区別と関連をふまえた統一的体系化という新しい方法論を導き出し、会社自体の自律化という現代企業（株式会社）の本質を明らかにした理論を集大成している。

そこで、これを会社自体論とし、日本におけるコーポレート・ガバナンス論再検討の理論的基盤として取り組もうとしたのであるが、筆者（黒川）の問題意識は以下に述べるように2つの点を中心にして微妙に変化することとなった。

会社自体論は企業支配論における一つの頂点である一方で、2つの限界が考えられる。第1は、現代における重大な主題であるコーポレート・ガバナンス（企業統治）という語が『現代企業の所有と支配—株式所有論から管理的所有論へ—』には登場しないという、時代的限界である。日本におけるコーポレート・ガバナンス論の活発化は1990年代前半以降であるが、同書の発行は1992年であった。第2は、現代企業の本質を的確に把握したこの方法論がいかにか現実的具体的に企業経営の実践に適用されうるか深くは言及されていないという、実践性における限界である。もっとも、第1の限界はいかなる学説においても存在し、第2の限界もそもそも同書の目的がそこになかったのだから、当然である。

とはいえ、この方法論を多少なりともより具体的現実的レベルに適用して、コーポレート・ガバナンスの理解ないし把握の深化につながりうる理論的枠組を構築できないものか。このような問題意識の変化の下、本論文の目的は、会社自体論的思考に基づくコーポレート・ガバナンス論の理論的枠組を模索すること、となった。

よって、本論文では、会社自体論的思考に基づいて日本におけるコーポレート・ガバナンス論を批判的に検討した後、問題点の克服に向けた会社自体論型というべきコーポレート・ガバナンス論の理論的枠組を模索する。本論文の概要は、以下の通りである。

● 「序論 本論文の問題意識、目的、概要」

●「第1部 コーポレート・ガバナンス論の生成と展開」

「第1章 前段階としての企業支配論」

コーポレート・ガバナンス論の歴史的・理論的前段階としての企業支配論を検討する。

第1節で、アメリカにおける企業支配論の展開を見る。バーリ＝ミーンズ『近代株式会社と私有財産』を概観し、その後の経営者支配の認識と、コーポレート・ガバナンス論の株主主権型と利害関係者型に通ずるアメリカ社会科学の2つの系譜を確認する。

第2節で、日本における企業支配論の展開を見る。1930年代から始まる実証研究による経営者支配の認識を確認し、様々な論拠からなる経営者支配論と、その中から会社自体の概念を打ち出す会社自体説的経営者支配論が登場するまでを見る。

第3節で、『現代企業の所有と支配—株式所有論から管理的所有論へ—』を概観し、片岡説の限界を指摘し、会社自体論的思考に基づくコーポレート・ガバナンス論の理論的枠組の模索という本論文の目的を示し、片岡説＝「会社自体論」のコーポレート・ガバナンス論への適用のうえで認識すべき点（①株式会社の株式所有次元と管理論・組織論次元の所有論の統一的体系化のうえでの把握、②株主の現実資本からの疎外の可能性、③企業の最大目的が資本価値増殖であることによる経営者の現実資本の価値増殖要請への規定性、④社会が企業に規範・倫理に則った競争的企業活動を通じて社会に貢献するよう強制する経済構造的・法的な機構づくりを考える必要性、⑤労働者関与の可能性）を挙げる。

「第2章 企業支配論からコーポレート・ガバナンス論への論点の移行」

コーポレート・ガバナンス論、特に日本における議論の展開を辿り、問題点を提起する。

第1節で、新自由主義とコーポレート・ガバナンス論について検討する。1980年代以降新自由主義が台頭したアメリカから、「法と経済学」と「新制度派経済学」の強い影響を受けた株主主権型コーポレート・ガバナンス論が

世界的に伝播したことを確認する。

第2節で、日本におけるコーポレート・ガバナンス論の展開を検討する。1990年代から活発化した諸学会での議論を中心に、関連する制度、著作、論文等も交えて検討する。

第3節で、前節を総括し、日本におけるコーポレート・ガバナンス論の問題点が、株主主権論、ならびに、経営者の支配者としての単純な位置付けにあることを指摘する。

●「第2部 日本におけるコーポレート・ガバナンス論の検討」

「第3章 株主主権論の吟味」

株主主権論における法学的所有概念と現代株式会社における株式所有の意味を検討し、法学的所有概念への偏向による株主主権型・利害関係者型の限界を明らかにする。

第1節で、株主主権型コーポレート・ガバナンス論の論拠である株主主権論が、株式会社の所有の二重構造、株主の所有の真意という2つの問題を含むにもかかわらず、法学的所有概念（株主を会社所有者に擬制する現行法の構造）から構築されていることを示す。

第2節で、投資部門別株式保有状況から日本の現代株式会社における株主の約8割が法人であることを確認した後、特に比率の高い機関投資家がコーポレート・ガバナンスにおいて期待すべき存在ではないこと、法人の株式所有が経営の一手段にすぎないことを示す。

第3節で、法学的所有概念への偏向による株主主権論の肯定が、株主主権型には株主以外のステークホルダーへの配慮が薄く現代社会に適合しない議論と短期的利益追求と利己主義の蔓延による倫理喪失、利害関係者型にはステークホルダー概念の曖昧さと株主主権型議論に対する力不足、という理論的・実践的限界を齎していることを提示する。

「第4章 経営者の位置付け」

コーポレート・ガバナンス論と経営者牽制の等置が、日本の現代株式会社における組織と人事の実態、経営者権力の源泉の考察から、必ずしも妥当で

ないことを論じ、管理論的視点の不足による経営者の位置付けの誤認による株主主権型・利害関係者型の限界を示す。

第1節で、コーポレート・ガバナンス論が、企業支配論で定説化した（単純な）支配者としての経営者像を継承して、経営者牽制（主に、株主主権型では監視制度の構築、利害関係者型では倫理性の要求）と等置されていることを見る。

第2節で、コーポレート・ガバナンス論と経営者牽制の等置が必ずしも妥当でないことを、株式会社の法人化による資本と所有の二重化と、現代日本の株式会社における組織と人事に関する検討から提示し、経営者権力の源泉が会社自体にあることを指摘する。

第3節で、管理論的視点の不足による経営者の位置付けの誤認が、株主主権型では制度の構築強化に傾いた議論、利害関係者型では倫理性を過大に要求する議論に誘導し、実効性の乏しいものになっていることを指摘する。

● 「第3部 会社自体論型コーポレート・ガバナンス論の模索」

「第5章 既存コーポレート・ガバナンス論の問題点克服に向けて」

既存コーポレート・ガバナンス論の理論的問題点の企業支配論のそれとの共通性を確認し、会社自体論に近い問題意識から提起された議論を検討し、問題点克服を模索する。

第1節で、既存コーポレート・ガバナンス論の法学的所有概念への偏向と管理的所有視点の不足という理論的問題点が、企業支配論におけるそれと共通していることを確認する。

第2節で、株主主権論の基盤である現行法の構造が現代株式会社の実態から乖離していること、その克服には実態に即した法策定が必要であることを論じた後、株主主権論を脱して構想された公開会社法の議論から、投資家としての株主という観点を導く。

第3節で、責任主体としての会社自体概念を明確にすることで問題点を克服しようとする法学分野の議論、企業の社会的責任（CSR）・道徳的責任の議論を概観し、会社自体概念の確立による、単純な支配者ではない機関とし

での経営者という観点を導く。

●「結論 会社自体論型コーポレート・ガバナンス論の理論的枠組と今後の課題」

前章までの考察に基づいて、会社自体論型コーポレート・ガバナンス論の理論的枠組と今後の課題を検討したうえで、本論文の意義と貢献点を提示する。

会社自体論型コーポレート・ガバナンス論は、利害関係者型コーポレート・ガバナンス論の範疇に属するものである。株主は（証券市場で購入した株式を現に保有する）投資家、経営者は組織の機関としての個人、会社自体に雇用される特殊管理労働者と規定される。

会社自体は法的・社会的・道徳的責任の主体であるが、その責任は会社自体の人的構成者である経営者と労働者（従業員）が実際に行動することでのみ達せられる。このことは、会社内部での各管理層によるガバナンスへの関与の根拠となる。

外部利害関係者としては、投資家、顧客、取引先、地域社会、政府、等があるが、これを突き詰めれば、最終的には、社会環境全体が規定されることになる。

以上の明確化で、既存議論の問題点（株主主権論、経営者の位置付けにおける管理論的視点の不足）克服が、より現実的観点からは、短期利益志向による経営の長期的視点の欠落、過剰な内部統制、労働者軽視という問題解決、経営の持続性への貢献が期待できる。また、三段構えのチェック機能を持つコーポレート・ガバナンスへの方向性も見えてくる。

他方、会社自体論型コーポレート・ガバナンス論の構築には課題が山積しており、これらについて考察を深め、より具体的現実的に精緻化した理論を構想することが必要である。

企業支配論の議論が決着を見ないまま新自由主義が台頭する中で、株主主権型コーポレート・ガバナンス論が主流となったが、利害関係者型が消滅したわけではなく、世界金融危機以後、ある程度盛りかえした。現在も論争が

続いているが、それは企業支配論における未決着の問題からきている。その意味から、本論文では、前段階としての企業支配論を検討後、コーポレート・ガバナンス論を検討しようとした。

2つの対峙するコーポレート・ガバナンス論の論拠が、現代株式会社のもつ客観的状况である資本所有側面（株式所有と管理的所有）をそれぞれ一面的にのみ把握している所から来ていると捉え、それを株式所有と管理的所有の統一された資本運動として統一的に理解することが可能であるという視点を打ち出し、そう捉える理論的枠組の基礎を、片岡の企業支配論＝会社自体論に求めた。ここに、現代株式会社の支配やガバナンスの現実を、管理的所有を基軸に置きつつ、それとの関連において株式所有をも理解し、両者を全体的・包括的に位置づける形のコーポレート・ガバナンス論が重要であることを提示した。

さらに、会社自体論的思考のコーポレート・ガバナンス論の視点に立てば、法学各分野等で近年新しく問題提起されてきている各論的議論（公開会社法制、法人処罰、使用者責任、法人税制、等）はすべてこれと最も親和的な議論であることを確認した。このことは、それらを統一的・包括的に内包する立法政策においても会社自体論的思考のコーポレート・ガバナンス論が有効な基礎理論になりうることを示唆している。

以上の理解によって、株主と経営者（会社トップの人事）にばかり焦点を当てて現実的有效性を果たし得ていない株主権型コーポレート・ガバナンスの限界、中心軸を欠いた単なる利害関係者型コーポレート・ガバナンスの政策的限界という現実政策レベルでの限界を克服する可能性をもつコーポレート・ガバナンス論の理論的枠組を提起したところに、本論文の意義と貢献点を見出すものである。

なお、今日、ガバナンス論は、中小企業や非営利組織（地方自治体、学校法人、NPO法人、等）まで対象に盛んであるが、「コーポレート・ガバナンス論は、巨大な公開株式会社を対象にした議論である」³⁾。つまり、対象は、株式市場の問題を包含する株式会社である。特化の根拠は、その社会的影響

力が、20世紀後半以降の急速なグローバル化とIT技術の驚異的な進化によってさらに先鋭化してきたところに求められる。その意味で、本論文で議論の対象としているのは、現代巨大株式会社におけるコーポレート・ガバナンスである。

3) 今西宏次 (2006) 『株式会社の権力とコーポレート・ガバナンス—アメリカにおける議論の展開を中心として—』文眞堂, i 頁。

<博士論文審査結果の要旨>

申請者：黒川 秀子

論文題目：会社自体論型コーポレート・ガバナンス論の模索

——日本における既存議論の批判的検討を通して——

学位申請の種類：甲（課程博士，経営学）

審査報告書目次

1. 論文の意図
2. 論文の要旨
3. 概評
4. 結論

1. 論文の意図

本論文は、会社自体論的企業支配論を提唱する片岡信之『現代企業の所有と支配—株式所有論から管理的所有論へ—』白桃書房、1992年刊の基本的視点を継承しつつ、それをコーポレート・ガバナンスの議論に適用し、日本における既存理論の批判的検討を行うとともに会社自体論的コーポレート・ガバナンス論を模索したものであり、それにより片岡理論を発展させることを試みたものである。

黒川氏は、片岡理論が従来の企業支配論の理論的把握方法そのものを疑問視し、疎外の論理・所有概念の再検討から株式所有次元の所有論と管理論・組織論次元の所有論の区別と関連をふまえた統一的体系化という新しい方法論を導き出し、会社自体の自律化という現代企業（株式会社）の本質を明らかにした点を評価する。ただ、片岡の著作では、第1に、時代的限界から、現代における重大な主題であるコーポレート・ガバナンス（企業統治）問題が十分に展開されていないこと、第2に、現代企業の本質を的確に把握した

この方法論がいかに企業経営の実践に適用されうるか深くは言及されていないこと、この2点に限界があると黒川氏は考える。そこで、日本におけるコーポレート・ガバナンスに関する既存理論（株主主権型コーポレート・ガバナンス論および利害関係者型コーポレート・ガバナンス論）の批判的検討を通じて、この2点の限界を克服し、片岡理論を発展させようと試みているのである。

2. 論文の要旨

まず、本論文の全体に渡る構想を目次によって概観し、多少の趣旨紹介をすることとしたい。

序論 本論文の問題意識、目的、概要

第1部 コーポレート・ガバナンス論の生成と展開

第1章 前段階としての企業支配論

第1節 アメリカにおける企業支配論の展開

- (1) バリー＝ミーンズ『近代株式会社と私有財産』
- (2) 経営者支配論への反論と再反論
- (3) アメリカの企業観に見る2つの系譜

第2節 日本における企業支配論の展開

- (1) 実証的分析の隆盛
- (2) 経営者支配論の分化
- (3) 会社自体説的経営者支配論の登場

第3節 会社自体論の構想片岡信之『現代企業の所有と支配』

- (1) 概要一疎外の論理、所有概念の再検討、会社自体の自律化
- (2) 片岡説の限界とその超克
- (3) 会社自体論の論理構造

第2章 企業支配論からコーポレート・ガバナンス論への論点の移行

第1節 新自由主義の台頭とコーポレート・ガバナンス論

- (1) 新自由主義と株主主権型コーポレート・ガバナンス論
- (2) 株主主権型コーポレート・ガバナンス論の論理構造
- (3) コーポレート・ガバナンス論の世界的伝播

第2節 日本におけるコーポレート・ガバナンス論の展開

- (1) 1994年日本私法学会大会商法部会
- (2) 2004年日本経営学会大会
- (3) 2009年日本経営学会大会

第3節 日本における議論と問題点の所在

- (1) 日本における議論展開の総括
- (2) 問題点の所在—株主主権論と経営者の位置付け

第2部 日本におけるコーポレート・ガバナンス論の検討

第3章 株主主権論の吟味

第1節 法学的所有理解の検討

- (1) 株式会社における所有の二重構造
- (2) 会社法理における株主の所有の真意
- (3) 株主主権論における法学的所有概念

第2節 現代株式会社における株式所有の意味

- (1) 投資部門別株式保有状況の確認
- (2) 機関投資家の存在とその評価
- (3) 経営の一手段としての株式所有

第3節 法学的所有概念への偏向とその限界

- (1) 株主主権型コーポレート・ガバナンス論の欺瞞
- (2) 利害関係者型コーポレート・ガバナンス論の陥穽
- (3) 法学的所有概念への偏向による議論の限界

第4章 経営者の位置付け

第1節 経営者牽制機能構築アプローチの分岐・相違

- (1) 企業支配論以来の経営者像
- (2) 経営者に対する監視制度の構築と倫理性の要求

(3) コーポレート・ガバナンス論と経営者牽制との等置

第2節 管理的所有の浸透に伴う経営者の位置付けの変容

(1) 株式会社の法人化による資本と所有の二重化

(2) 現代株式会社における組織と人事

(3) 管理的所有者としての経営者と権力の源泉

第3節 管理論的所有の視点の不足した経営者の位置付けとその限界

(1) 現行制度としてのコーポレート・ガバナンス

(2) 企業不祥事とコーポレート・ガバナンス

(3) 管理論的所有視点の不足による議論の限界

第3部 会社自体論型コーポレート・ガバナンス論の模索

第5章 既存コーポレート・ガバナンス論の問題点克服に向けて

第1節 企業支配論における問題点との共通性

第2節 法改正による法と実態の乖離解消

(1) 現行法の構造

(2) 実態に即した法策定の必要性

(3) 公開会社法と投資家としての株主

第3節 責任主体としての会社自体概念の確立

(1) 法的責任主体としての会社自体概念

①刑法分野—法人処罰の問題

②民法分野—使用者責任と企業の不法行為の問題

③税法分野—法人間配当無税の問題

(2) 社会的・道徳的責任主体としての会社自体概念

(3) 会社自体概念の確立と機関としての経営者

結論 会社自体論型コーポレート・ガバナンス論の理論的枠組と今後の課題

序論において、本論文の問題意識、目的、概要が述べられる。

第1章では、コーポレート・ガバナンス論の歴史的・理論的前段階として著者が位置づける企業支配論を検討する。まず、バーリ＝ミーンズ『近代株

株式会社と私有財産』に始まるアメリカにおける企業支配論とその展開の考察を通じて、コーポレート・ガバナンス論の株主主権型と利害関係者型に通ずる2系譜の存在することを確認する。次いで、日本における企業支配論の展開を考察し、それが経営者支配論として展開されてきたこと、ただ、その論拠は「個人所有」「法人所有」「機関所有」さらには「会社自体」と多様なことを明らかにする。その上で、片岡信之の「会社自体論」的企業支配論こそが、会社自体說的経営者支配論の系譜に連なりつつも、その問題点を克服することによりその頂点に位置すると著者は理解する。そして、この理論をコーポレート・ガバナンス論に適用し、その発展を図ること、その際に継承すべきポイントとして、「現代株式会社を、株式所有論次元と管理論・組織論次元の所有論の統一的体系化のうえで把握すべきこと」と「経営者も現実資本の価値増殖要請に規定される特殊な賃金・管理労働者にすぎないこと」を指摘している。

第2章では、日米両国におけるコーポレート・ガバナンス論の展開を検討し、日本におけるコーポレート・ガバナンス論の問題点として、その立論の前提に、「株主は株式会社の所有者であるがゆえに主権者である」という株主主権論と「経営者は株式会社の支配者である」ということの2つが置かれている点を指摘する。

第3章では、株主主権型コーポレート・ガバナンス論も利害関係者型コーポレート・ガバナンス論もともに意識的あるいは無意識的にその立論の前提としている株主主権論を検討する。そして、それが法学的所有概念（株主を会社所有者に擬制する現行法の構造）から構築されていることを明らかにするとともに、「株式会社における所有の二重構造」（株主が提供した資金は会社のものになり、会社が資金の所有者になるのに対し、株主は株式を取得して、株式の所有者になる）と「株主の所有の真意」（株主は有限責任で、管理責任を負わないのだから、株式会社の所有者たり得ない）を手掛かりに、法学的所有概念そのものに疑問を示す。さらに、法学的所有概念への偏向による株主主権論の肯定が、株主主権型コーポレート・ガバナンス論に関して

は、株主以外のステークホルダーへの配慮が薄く現代社会に適合しないばかりか、短期的利益の追求を是とすることにより様々な企業不祥事の温床となったと批判する。一方、利害関係者型コーポレート・ガバナンス論に関しては、株主主権論に基づいて立論することにより、結局は論理矛盾に陥らざるを得ないと批判する。

第4章では、第2章において日本におけるコーポレート・ガバナンス論の今一つの問題点として指摘した「経営者は株式会社の支配者である」との前提との関わりで、「経営者の位置づけ」の考察を行っている。そこで、まず、コーポレート・ガバナンス論が、企業支配論において定説化された（単純な）支配者としての経営者像を継承し、経営者牽制—主に、株主主権型では監視制度の構築、利害関係者型では倫理性の要求—と等置されていることを確認する。

次いで、「株式会社の法人化による資本と所有の二重化」（現実資本と擬制資本への「資本の二重化」と出資者＝株主は現実資本に対する形式的な所有名義を有するだけで、現実資本である会社自体の運動からは疎外された存在となる「所有の二重化」）と現代日本の株式会社における組織と人事に関する検討をもとに、管理的所有の浸透を明らかにする。そして、経営者・従業員は管理的所有者として会社自体の人的構成部分（内部者）となり、会社内部の人間は各々管理的「所有」をする「支配」者であり、とりわけ経営者は、会社自体の一機関としての内部者＝特殊管理労働者になり、その地位による管理的「所有」の大きさと会社自体の規模を反映して大きな権力を有することになると指摘する。

以上を踏まえ、コーポレート・ガバナンス論と経営者牽制の等置が必ずしも妥当でないこと、さらに、管理論的視点の不足による経営者の位置付けの誤認が、株主主権型コーポレート・ガバナンス論では制度の構築強化に傾いた議論に、利害関係者型コーポレート・ガバナンス論では倫理性を過大に要求する議論に誘導し、いずれも実効性の乏しいものになっていることを指摘する。

第5章では、既存のコーポレート・ガバナンス論に対する以上の批判をもとに、著者の主張する会社自体論型コーポレート・ガバナンス論の展開を、いくつかの既存議論を参照しつつ試みている。

まず、株主主権論の基盤である現行法の構造が現代株式会社の実態から乖離していること、その克服には実態に即した法策定が必要であること、その上で、公開会社法の議論から導かれた投資家としての株主という観点が株主主権論に立脚する既存のコーポレート・ガバナンス論の弊害克服の示唆になると指摘する。

次いで、責任主体としての会社自体概念を明確にすることで問題点を克服しようとする法学分野の議論（刑法分野—法人処罰の問題、民法分野—使用者責任と企業の不法行為の問題、税法分野—法人間配当無税の問題）と企業の社会的責任（CSR）・道徳的責任の議論を概観する。そして、責任主体としての会社自体概念を確立することこそが、既存のコーポレート・ガバナンス論の問題点を克服しうる道であると主張する。

結論では、以上の本論における考察に基づいて、会社自体論型コーポレート・ガバナンス論について、その理論的枠組みを提示した上で、既存のコーポレート・ガバナンス論に対する優位性と残された課題を述べている。

3. 概 評

本論文は、会社自体論的企業支配論を提唱する片岡信之の基本的視点を継承しつつ、それをコーポレート・ガバナンスの議論に適用し、日本における既存理論の批判的検討を行うとともに会社自体論的コーポレート・ガバナンス論を探求し、それにより片岡理論を発展させることを試みたものである。

とりわけ第5章において、会社自体論的コーポレート・ガバナンス論を展開するに際し、経営学のみならず、経済学、法学（刑法、民法、税法）における議論を参照しつつ、責任主体としての会社自体概念の明確化を行っている点は、片岡理論の展開として評価することができよう。

また、片岡の企業支配論に対し、経営者権力の源泉を現実資本（個別資

本、会社自体)と捉えることによって、従来の①《株主=企業所有者》とする法学的視点への偏向(この視点の経営者支配論では、専ら株式所有状況分析から経営者支配を論じるため、その経営者が企業組織内でどのように支配をしているかの具体的様相の組織論的解明には関心が無く、支配論としては具体性が欠落しているのみならず、資本の二重性との関係でも掘り下げが十分でない)、②単なる経営者支配論(この視点の経営者支配論では、組織内の地位、経営者の職務能力の高度性、人本主義的組織特性などから経営者支配を導くため、資本運動との関係で考察する点が欠落している)という2つの議論の欠陥を、ともに批判的に超克し、統合する統一理論を構築する枠組みへの足がかりを提出していると考えられる。この論点・枠組みを発展させていくことは、企業論領域と組織論領域とを統一した会社支配論を構築する可能性に繋がる一つの道、希望・展望を与えてくれるものと評価しうる。

ただ、片岡説に対する黒川氏の批判の第2点である「企業経営への実践適用」に関しては、その定義が曖昧であり、更なる熟考が必要であろう。

また、論文の本旨には関わらない箇所においてではあるが、匿名の新聞記事を論拠にすることは不適切ではないかとの指摘もなされた。

さらに、表現の不正確な箇所や誤字・脱字も散見されることから、これらの訂正版を期日までに提出することが求められた。

とはいえ、日本経営学会においてもいまだ決定的な1つの結論にまで合意を見ている訳ではないコーポレート・ガバナンス問題に真剣に取り組み、多数の文献・資料を読破して独自の見解を打ち立てようとした努力は、高く評価することができよう。

4. 結論

以上のように学位申請者黒川秀子氏の本論文は、氏が経営学の分野において研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有しているものと判断できる。

桃山学院大学学位規程第24条に定める外国語に関しては、同条第3項の定めにもとづく「経営学研究科博士学位論文審査に関する運営内規」10の2)①により、本論文の内容の審査をもって試問に代えた。

このような判断の上に立って、2015（平成27）年8月3日（月）に審査委員全員出席のもとに最終試験を口頭試問で行った結果、上記の判断と齟齬のないことを確認し、合格と判定した。

以上の結果、学位申請者黒川秀子氏は博士（経営学）の学位を授与される資格を有するものと認める。

2015（平成27）年8月19日

審査委員（主査）	正 亀 芳 造
審査委員（副査）	村 上 伸 一
審査委員（副査）	松 尾 順 介
審査委員（副査）	片 岡 信 之